○経済産業省令第七十九号

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十六号）及び中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百六十二号）の施行に伴い、並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の五から第三条の八、信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第八条第二項及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第二項の規定に基づき、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を制定する。

平成二十九年十月二十五日　経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（信用保証協会法施行規則の一部改正）

第一条　信用保証協会法施行規則（昭和二十八年大蔵省・通商産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第三条　法第八条第二項に規定する業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	**第三条**　法第八条第二項に規定する業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一～九　［略］	一～九　［略］
十　協会と銀行その他の金融機関との連携に関する事項	［新設］
十一　法第二十条第一項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援に関する事項	［新設］
十二　その他必要な事項	十　その他必要な事項

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙様式第一を次のように改める。

別紙様式第一

事業報告書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

標記の事業成績を次のとおり報告いたします。

年　月　日

金融庁長官　殿

経済産業大臣　殿

××信用保証協会

代表者　印

目次　頁

1. 業務報告書 ……
2. 収支計算書 ……
3. 貸借対照表 ……
4. 財産目録 ……

1. 業務報告書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

(1) 事業概況

（記載上の注意）当期中における事業の概況を記載すること。

(2) 庶務事項

月　日	記　事

（記載上の注意）次のような事項につき記載すること。

(1) 役員及び役員会に関する事項
(2) 定款及び業務方法書に関する事項
(3) 行政庁に対する申請、届出及び行政庁の認可、検査命令等に関する事項
(4) 登記した事項
(5) 訴訟その他主要な事項

(3) 役職員

イ　役職員数

理　事	監　事	職　員	計
（　）	（　）		（　）

（記載上の注意）当期末における役職員について記載すること。なお、非常勤の役員数をかっこ内に内数で記載すること。

ロ　役員

役職名	氏　名	現職就任年月日	備　考

（記載上の注意）当期末における役員について記載すること。なお、現職就任年月日欄には、現職就任年月日と理事就任年月日とが異なる場合、理事就任年月日を併記することとし、備考欄には、常勤及び非常勤の区分等を記載すること。